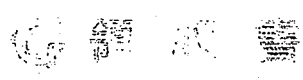


401



〒501 014 会号 1403
登録番号 T9810106551771

お名前 玉木 裕一 様
田園町4-386

6年 4月分
読売新聞 ※ 1 3,400
〆お詫の通り精算しました

合計 3,400 円 精算日 6年4月26日
0円 0円 0円 0円
3,400円 251円
黄砂・PM2.5等の時期ですね
。洗車が大変ですが頑張ってください！

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

Tel0857-21-6111



請求書

2024 年 4 月 3 日

玉木 裕一

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。

下記の通りご請求申し上げます。

※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹 博

東京都港区白浜台 3-2-10

電話 03 (3230) 7008 (代)

《お支払い先》

・振替払込 00150-8-196500
みずほ銀行虎ノ門支店
・銀行振込 普通預金 2835213
・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円
-------	----------

請求コード

請求番号

0004681199

(内税)

【お支払い】銀行からの送金の際は、ご依頼人の前に上記の...を入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				38,500 円	2023/02-2024/03
今回入金額				38,500 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/04-2025/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/04-2025/03

振替払込請求書兼受領証 (振込金 (兼手数料) 受領書)

この受領証は、大切に保管してください。	口座番号	001508196500
	加入者名	株式会社日本教育新聞
	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 330000
	振込先	銀行 支店
ご依頼人	お名前	玉木 裕一
	料 金	(消費税込) 円
	確 考	日 附 印

(地うちと銀行)

C V S 印刷用収入印紙貼付用

(印)

領 収 書

令和6年5月26日

様

¥ 2, 500-

但 令和6年度美保基地航空祭祝賀会会費として
上記正に領収致しました。

美保基地協力団体代表
航空自衛隊美保基地協力会会長



令和6年度
美保基地航空祭
祝賀会

主催者

航空自衛隊美保基地協力会
鳥取県婦人防衛協力会
天馬美保基地協力会
美保航友会
美保つばさ会



令和6年5月26日(日)

区 014 市 1403
登録番号 T9810106551771

読者 玉木 裕一 様
田園町4-386

6年 5月
読売新聞

※ 1 3,400

2
3

合計
3,400円

3,400

0円 3,400円
3,400円 251円

発行日 6年5月27日

店の営業時間は7時30分～15時30分です。日祝は休みです。

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

TEL0857-21-6111



014 1403

登録番号 T9810106551771

読者 玉木 裕一 様
田園町4-386

6月 6日
読売新聞

※ 1 3,400

3,400

0円 送料
3,400円 送料
0円 送料
251円

梅雨入りしました。換気を心
掛けカビの発生を抑えましょう。

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

Tel0857-21-6111



水道使用水量・料金等のお知らせ

602~603

水栓番号	口径	使用戸数	メーター番号
013	1		

田園町4丁目386番地

玉木 ゆういち 後援会事務所 様

令和 6年度 3期分 (5月23日 ~ 7月23日)

今回指示数	52
前回指示数(-)	50
旧メーター使用水量(+)	m ³
今回使用水量	2 m ³
参 前回使用水量	3 m ³
考 前年同期使用水量	2 m ³

請求予定金額	納付書払い: 8月10日発行予定 口座振替: 8月26日振替予定
水道料金 (10%)	1,962 円
(うち消費税額等)	178 円
鳥取市水道事業会計 登録番号: T3-8000-2000-1621	
下水道使用料 (10%)	2,162 円
(うち消費税額等)	196 円
下水道等事業会計 登録番号: T9-8000-2000-0873	
合計金額	4,124 円

本票により現金することはありません。計量員

通 水道局または下水道経営課料金係
信 の連絡先は裏面をご覧ください。
欄

水道料金口座振替済通知書

令和 6年度 2期分 (令和 6年 6月26日振替)	
使用水量	3 m ³
水道料金	2,019 円
鳥取市水道事業管理者	

下水道等使用料口座振替済通知書

令和 6年度 2期分 (令和 6年 6月26日振替)	
水道使用水量	3 m ³
排水等水量	m ³
雑排水量	3 m ³
下水道使用料	2,192 円
鳥取市長	

06-06-26 200
06-06-26 200

*2,019円トウ2キ
*2,192円ス2キ

✓
✓

111
111

ガスご使用量のお知らせ				
戸別番号			お客さま番号	
鳥取県鳥取市田園町4丁目386				
ご使用者	玉木ゆういち後援会 様			
ガスご使用量のお知らせ				
2024年 5月 7日 ~ 2024年 6月 6日分				
口座振替年月日 2024年 6月 27日				
今月ご使用量				0.4 m ³
今	月	検針日	メーター指示数	
前	回	2024年 6月 6日	35.9 m ³	
翌	月	2024年 5月 6日	35.5 m ³	
		2024年 7月 8日 (予定日)		
前月ご使用量				0.7 m ³
前年同月ご使用量				m ³
ご請求予定金額のお知らせ				
今月ご請求予定金額 (税込)				2,503 円
ガス料金 (10%)				2,503 円
基本料金				2,200 円
従量料金				303 円
ガ ス 料 金 表				
ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)		
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,200.00	757.57	757.57
B	5.1 - 10.0		735.57	735.57
C	10.1 - 20.0		730.07	730.07
D	20.1 - 30.0		708.07	708.07
E	30.1 -		680.57	680.57

(表示金額は全て税込です。)



〒 680-0803

鳥取県鳥取市

田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：



ご請求書

(2024年 5月分)

2024年 5月 1日 ~ 2024年 5月 31日

発行日： 2024年 6月 5日

締日： 2024年 5月 31日

1 / 2 ページ

(191)

鳥取市五

鳥取カニ産業株式会社

TEL 本社 0857-28-8822
エネトピア岩美 0857-72-1500
エネトピア倉吉 0858-24-6627
エネトピア米子 0859-35-5311
エネトピア松江 0852-61-6811
www.enetopia.jp

<お知らせ>

今回ご請求額	口座振替日の前日までにご指定口座へ ご入金いただきますようお願いいたします。 なお、再振替のご請求額につきましては、 下記の口座振替日と異なる場合がございます。
9,322 円	
うち口座振替予定金額	口座振替日
9,322 円	2024年 6月 27日

取引銀行 (振込先)			
鳥取銀行	本店営業部	普通	0379780
山陰合同銀行	鳥取営業部	普通	3980804
ご指定口座			
金融機関名			
支店名			
種別・口座番号			
口座名義	タキウイフウエンカイ カイイセキンヤ		

内 訳	金 額	うち消費税等 相当額	戸別番号
今回発生額			
< 口座振替 >			
玉木ゆういち後援会 様	9,322	847	
*** 計 ***	9,322	847	
今回ご請求額	9,322		
詳細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。			

今回発生額	うち消費税相当額	今回ご請求金額
9,322 円	847 円	9,322 円

今月ご請求後のお預り残額
0 円

10%対象

9,322 円

847 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担でお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

請求書

鳥取県議会議員 玉木 裕一 様

請求金額 (税込10%) 1, 500円
(うち消費税額 136円)

品名	令和6年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価	1, 500円
金額 (税込)	1, 500円

上記のとおり請求します。

令和6年6月28日

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人
鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(T3270005000395)



E-20

領収書

鳥取県議会議員 玉木 裕一 様

領収金額 (税込10%) 1, 500円
(うち消費税額 136円)

品名	令和6年度 鳥取県教育関係職員録
数量	1冊
単価	1, 500円
金額 (税込)	1, 500円

上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県教育委員会事務局内
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会
理事長 足羽 英樹
(T3270005000395)

領収日付印



E-20

2/3 X-12

PAGE 1

2024年 5月31日 締切分 請求No. 00000371

680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東5丁目107番地1

日本トレーディングシステム株式会社

TEL 0857-30-5689 FAX 0857-30-569

山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3895077

支払期限 ご請求月の翌月末まで

※ 振込手数料はご負担をお願いします。

下記の通りご請求申し上げます

(

領 収 証

No 061860

玉木 裕一 様

令和 6 年 7 月 9 日

¥ 97,160 -

但し 航空券代 JR代等にて

(内消費税 10 % 8,832 円)

上記の金額正に領収いたしました

登録番号:T4270001000992

株式
会社

新日本観光センタ

本 社 〒680-0033 鳥取市二階町3丁目206-3
TEL代(0857)24-4175 FAX(0857)24-4150
倉吉営業所 倉吉市山根557-1 TEL(0858)26-5885
米子営業所 米子市角盤町1-112 TEL(0859)31-0611

収 入

印 紙

取扱者印

請 求 書

お客様コード No.

No. 12669

6 年 7 月 1 日 (6年7月10日)

(株)新日本観光センター

登録番号 T1270001000992

〒680-0033 鳥取市二階町3丁目206-3

TEL (0857) 24-4175 FAX (0857)24-4150

代表取締役 清水 誠

(振込先) 鳥取信用金庫 本店営業部 当座 0009314

鳥取銀行 鳥取支店 当座 1385671

山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3031116

(022) 担当者:

玉木 裕一 様

品名	単価	数量	金額	税別金額	消費税
(0102) 航空券代(伊丹⇄花巻)往復	10.0%	1 名	81,860	81,860	
(0101) JR代(鳥取⇄三ノ宮)往復	10.0%	1 名	13,300	13,300	
(9991) 航空券発券手数料(2区間)	10.0%	1 件	1,000	1,000	
(9991) JR発券手数料	10.0%	1 件	500	500	
(9992) 取扱手数料	10.0%	1 件	500	500	
7/10~11 ご利用分					
税率	課税対象額	消費税等			
10.0	¥88,328	¥8,832			

振込料は貴殿にてご負担下さい。

摘要:

¥97,160

領 収 証

玉木 第一

様 No. 23

★

内 訳	
現 金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但

年 月 日 上記正に領収いたしました

登録番号

登録番号 T1400003002092

T028-3318 号手県堂津町堂津中央駅前二丁目3番地12

オガール企画合同会社

代表社員 小 川 翔 大

収入印紙

御請求明細書(BILL)

1 / 1 頁

オガールイン/OGAL INN

株式会社 オガール

〒028-3318

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-12

TEL:019-681-1256

登録番号 T2400001009287

御芳名 NAME

玉木 裕一 様

客室番号(ROOM No.)	人数(PERSONS)	泊数(NTS)	伝票番号(NO.)	発行日付(DATE)
W35	大人 1 小人 0	1	10438	2024年7月10日

日付 DATE	科目名称 DESCRIPTION	数量 QTY	単価 PRICE	金額 AMOUNT	入金 PAYMENT
7月10日	宿泊WEB(大人) (内消費税10% 対象額5,610)	1	5,610	5,610 (510)	
[クレジット売上票] G					
加盟店名 オガールイン 019-681-1256 端末番号 49662-560-87455 ご利用日 24/07/10 15:58:45 伝票番号 02301 会員番号					
取引内容 支払区分 取扱区分 売上 一括 110 カード会社 有効期限 XX/XX					
金額 ¥5,610 合計金額 ¥5,610 TAMAKI YUICHI ご利用ありがとうございました またのご来店お待ちしております 売場: 係員: V1 5ed8015300d5debc INFOX					
お客様控え					
合計(TOTAL)				5,610	0

御請求額
TOTAL-BALANCE

¥5,610

領収書(RECEIPT)

No. 10438
2024年7月10日

御芳名 NAME

玉木 裕一 様

領収額 ¥5,610-

上記金額正に領収いたしました。
この度はご利用誠にありがとうございました。
またのお越しをお待ち申し上げます。

収入

印紙

オガールイン/OGAL INN

株式会社 オガール

〒028-3318

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-12

TEL:019-681-1256

登録番号 T2400001009287

705



レンタカーご利用明細書 (領収書)

2024/07/11
R_NO FYK13285
AF1

借受人 タマキユイチ 様
運転者名 タマキユイチ 様

基本料金 9,100 ECO

400

帰着時精算額

0

お支払い総合計

10,450

現金
クレジット
クレカ

0

0

登録番号
出発日時
帰着日時
出発場所
帰着場所
走行距離

秋田 50174908
24/07/10 15:10
24/07/11 13:00
24/07/11 12:42
19,658 KM
43 KM

会社
車種 SSL(SS) フィット

花巻空港

花巻空港

帰着メーター

コース

19,701 KM
標準コース

総利用額
10%対象
非課税対象
合計

税抜金額
9,500
0
9,500

消費税額
950
0
950

税込金額
10,450
0
10,450

現金 10,450

出発時精算

10,450

差引精算額

0

ご利用賜わり誠に有難うございました。
今後も引き続きご愛用下さいますようお願い申し上げます。

ニッポンレンタカーサービス株式会社
〈適格請求書発行事業者〉
ニッポンレンタカー東北株式会社
花巻空港 営業所

TEL. 05017122913

(T7370001011168
担当者71014764

706



納品書 (領収書)

(株) 中央石油
宮野目給油所
岩手県花巻市西宮野目
第13地割70-2
TEL:0198-26-3227
登録番号: T8400001005784
SS-052498

2024年07月11日 12:29 伝票No.1236
通番3805

種

11200 レギュラーガソリン P11 ¥252
数量 1.41(L)
単価 2179

合計 ¥252
(内ガソリン税 ¥76)
(内税分消費税 ¥23)
(10%税込対象額 ¥252)
(10%消費税 ¥23)
承認No.0000764239 処理通番 09602
支払方法 通常 IC サイン
端末番号:7740577705249
ATC:0088 カード決済番号:02

担当: 13
6636-6636 02 2024/07/11
レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様にお願ひします

707 ~ 708

707

領 収 書

Receipt 玉木 裕一 様
 領収年月日 2024-7-16 登録番号: T1120001059675
 金額 ¥27,910 (消費税等込み) 税 10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
 (30374 1枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 大阪駅MK61発行 40375-02

印紙税申告納
 付につき大淀
 税務署承認済

お客様控

クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R801

会社名・会員番号
 取引内容: お買上

支払区分: - 括

IC

有XX-XX

(JR西日本)

¥27,910

承認番号: 694377 ATC008F C02

商品名: 指 定 券 1枚(冊)

7月17日 さくら 553号 新大阪→新八代 乗車券込み

乗車変更や払戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。

払戻しの際は購入時のカードをお持ちください。

この控は大切に保存してください。

大阪駅MK61発行

2024-7-16 30374-01

708

領 収 書

Receipt 玉木 裕一 様
 領収年月日 2024-7-18 登録番号: T6290001012621
 金額 ¥21,280 税 10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
 (60279 3枚)
 九州旅客鉄道株式会社
 新八代駅RN1発行 00280-01

印紙税申告納
 付につき博多
 税務署承認済

お客様控

クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R815

会社名・会員番号
 取引内容: お買上

支払区分: - 括

IC

有XX-XX

(JR九州)

¥21,280

承認番号: 587961 ATC0090 C02

商品名: (一括発券)乗車券類 3枚(冊)

7月18日 さくら 552号 新八代→岡山 他

乗車変更や払戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。

払戻しの際は購入時のカードをお持ちください。

この控は大切に保存してください。

新八代駅RN1発行

2024-7-18 60279-05

領 収 書

一金 3,000 円也

令和6年度青少年育成鳥取県民会議会費として、上記正に
領収いたしました。

鳥取県議会議員

玉木 裕一 様

令和6年7月19日

青少年育成鳥取県民会議

会長 山本 仁志

—伸びよう 伸ばそう とつとりの青少年—

青少年育成鳥取県民会議

—あの子もこの子も地域の宝 ひと声かけて育てよう—

- ・ ホーム
- ・ お問い合わせ

検索

[子どもたちのインターネット利用に関わる緊急メッセージ](#)

[鳥取県青少年健全育成条例について](#)

・ 県民会議とは

- 活動方針
- 県民会議規約
- 役員名簿

・ 県民会議の事業

- 総会
- 県民大会
- 青少年育成推進指導員の設置
- 指導員名簿
- 指導員の研修・活動内容
- 設備要綱
- 活動要綱
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」
- 「少年を守る店」
- 非行防止と環境
- 高校生あいさつ・交通マナー運動
- 大人が変われば、子どもも変わる
- 地域のおじさん、おばさん運動
- 市町村民会議との連携推進
- 青少年育成市町村民会議一覧

・ 少年の主張

- 少年の主張 [トップページ](#)
- 鳥取県大会
- 最優秀作品

・ 家庭の日

- 「家庭の日」普及 [ポスター](#)
- 「家庭の日」絵画・ポスター作品
- 募集要項

・ 標語「とりのからあげ」コンテスト

- 募集チラシ
- 審査結果
- 啓発ポスター
- 啓発動画

・ 青少年育成団体助成金

- 説明
- 交付団体

・ 会員について

- 団体会員・法体会員・賛助会員
- 会費募集

・ 広報

- [とつとりの青少年](#)

・ 啓発カレンダー

- [啓発カレンダー](#)

・ リンク

- [リンク](#)

県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成鳥取県民会議と称する。

(事務局)

第2条 この会議の事務局は、鳥取市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策に呼应して、次代の日本になう青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成組織、施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(機 関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委員会
- (総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の決議機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他総会が必要と認めた事項

(委員会)

第8条 委員会は、この会議の業務を掌理する機関であって、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 その他委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(常任委員会)

第9条 委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、次の各号の業務を行う機関であって、常任委員長、副常任委員長及び常任委員をもって構成する。

- (1) 委員会において審議する議案について協議すること。
- (2) この会議の運営に関する重要案件について協議すること。
- (3) この会議の業務運営に関する事項等について協議すること。
- (4) その他必要な業務を行うこと。

3 常任委員は、委員の中から 人が指名する。

4 常任委員会に常任委員長を置き、会長をもってこれにあてる。

5 常任委員会に副常任委員長を置き、常任委員長が指名する。

6 副常任委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 常任委員会は、常任委員長が招集する。

8 その他常任委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(部 会)

第10条 委員会は、必要に応じ部会を置く。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員のうちから、委員長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 その他部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(表 決)

第11条 総会及び委員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 この会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 委 員 35名以内

(4) 監 事 2名

(役員の職務)

第13条 会長は、この会議の業務を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第14条 委員及び監事は、総会において選任する。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。

(顧問・参与)

第15条 本会に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について意見を述べ必要により助言することができる。

4 参与は、会務の運営に参与する。

5 顧問及び参与は、委員会、常任委員会又は部会に出席して意見をのべることができる。

（役員の任期等）

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員及び監事に欠員が生じた場合は、委員会がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

（事務局）

第17条 この会議の日常の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が任命する。

3 事務局の職員に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 会 計

（会計年度）

第18条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（経 費）

第19条 この会議に要する経費は、会費および寄附金、助成金等をもってあてる。

第6章 規約の改正ならびに解散

（規約の改正）

第20条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

（解 散）

第21条 この会議は総会において、会員の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

（施行細則）

第22条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する。

[ページの上へ戻る](#)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県子ども家庭部家庭支援課内

TEL (0857) 26- 7078

FAX (0857) 26- 7863

◆ 2011年7月1日から本庁へ移転しました。
成鳥取県民会議

© 2024 青少年育

領収書

玉木 裕一 様

金 10,000円也

但し、令和6年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和6年7月19日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 浜崎 晋一

定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第 8 8 号）第 2 条第 2 項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功勞のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として推薦する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあっては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあっては、その役職員）以外から選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の要件)

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、總會において定める総額の範囲内で、總會において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。）に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長（以下この条において「会長」という。）は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するもの

とする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が消滅する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

- 2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要の規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

領 収 証

No.

鳥取県議会議員 玉木 ゆい 様

登録番号



¥2,000-

内 訳	
現 金	
税 率	% 税 率 %
金額(税込)	金額(税込)
消費税額等	消費税額等

但 出店料

入金日 2024年 7月 26日 上記正に領収いたしました

Sweets EN

TEL

収入印紙

712

わくわくパーキング

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.000753
 発券機 #01 発券No.019340
 入庫時刻 2024年 7月26日(金) 13:50
 出庫時刻 2024年 7月26日(金) 18:14
 駐車時間 4:24
 駐車料金 A料金 900円
 =====
 合 計 900円
 現金領収額 900円
 お預り 1,000円
 お釣り 100円

合計は消費税率10%対象です。

有限会社村尾事務機

登録番号 T7270002002655

またのご利用をお待ちしております。

鳥取県立美術館

鳥取県立美術館でつくる夏休みの宿題

エリアごとの
 ワクワクを
 楽しみながら
 夏休みの宿題に
 取り組もう！

WAKU²
TUKU²
2024

入場無料

東 部

2024.

7.26 金

時間 / 13:00-18:00
 会場 / バードハット
 (鳥取市今町2丁目)

中 部

2024.

7.27 土

時間 / 10:00-18:00
 会場 / 鳥取県立美術館
 (倉吉市駄怪寺町2丁目)

西 部

2024.

7.28 日

時間 / 10:00-18:00
 会場 / 夢みなどタワー
 (境港市竹内町地255-3)



アートエリア

シールを貼るだけで、誰でも絵が描ける
 芸術「丸シールアート」を全会場で開催！
 展示した作品は「第2回/未来アートコンテスト」
 にて発表予定です。

座学エリア

地元高校生や大学生によるサポートを
 受けながら、「プリント」や「漢字ドリル」
 などの課題をクリア！課題をクリアし
 てご褒美シールをゲットしよう！



ご褒美シールをもって
 くと美味しいプレゼン
 トと交換できるよ！

・ごはん山oka
 ・新築ビザzio
 ・KG coffee
 ・桂(りん)
 ・Pecora
 ・みにょん

ワークショップエリア

出店名	内容	東	中	西
かすみ荘	オリジナルペン作り	●	●	●
Sweets EN	食べられるスライムの研究	●	●	●
Rura	シーラントスタンプ	●	●	●
NAOI ET BEBE	和菓子と和紙の お楽しみ会	●	●	●
おじいちゃん とひいちゃん	夏休み 工作	●	●	●
NICO Cafe	プラズマボール作り	●	●	●
どんぐりの木	木の時計作り	●	●	●
PARC	植物に絵のいたパズル	●	●	●
Different World	キーホルダー作り	●	●	●
Cocoon K ぶふや	光る紙 クラフトアート	●	●	●
SANDBOX TOTTEN	ペーパークラフト	●	●	●
FARY	ワクワク自由画	●	●	●

イベントの
詳細はHPへ

お問合せ

TEL 0859-333511

主催 / FAIRY

共催 / Sweets EN (株)MAYAMA(なぐろー)

後援 / 鳥取県、夢みなどタワー

「議員とはなそう」ブース出展

ガスご使用量のお知らせ				
戸別番号			お客さま番号	
鳥取県鳥取市田園町4丁目386				
ご使用者	玉木ゆういち後援会 様			
ガスご使用量のお知らせ				
2024年6月7日～2024年7月6日分 口座振替年月日 2024年7月29日				
今月ご使用量			0.1 m ³	
今 前 翌	月 回 月	検針日 2024年7月6日 2024年6月6日 2024年8月8日 (予定日)	メーター指示数	36.0 m ³ 35.9 m ³
前月ご使用量 前年同月ご使用量			0.4 m ³ m ³	
ご請求予定金額のお知らせ				
今月ご請求予定金額 (税込)			2,275 円	
ガス料金 (10%)			2,275 円	
基本料金			2,200 円	
従量料金			75 円	
ガス料金表				
ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)		
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,200.00	757.57	756.03
B	5.1 - 10.0		735.57	734.03
C	10.1 - 20.0		730.07	728.53
D	20.1 - 30.0		708.07	706.53
E	30.1 -		680.57	679.03

(表示金額は全て税込です。)



〒 680-0803
鳥取県鳥取市
田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：



ご請求書

(2024年 6月分)

2024年 6月 1日 ~ 2024年 6月 30日

発行日： 2024年 7月 8日

締日： 2024年 6月 30日

1 / 2 ページ

(193)

鳥取市五
鳥取カワ産業株式会社

TEL 本社 0857-28-8822
エネトピア岩美 (0857) 72-1500
エネトピア倉吉 (0858) 24-6627
エネトピア米子 (0859) 35-5311
エネトピア松江 (0852) 61-6811
www.enetopia.jp

<お知らせ>

今回ご請求額	口座振替日の前日までに指定口座へ ご入金いただきますようお願いいたします。 なお、再振替のご請求額につきましては、 下記の口座振替日と異なる場合がございます。
12,455 円	
うち口座振替予定金額 12,455 円	口座振替日 2024年 7月 29日

取引銀行 (振込先)			
鳥取銀行	本店営業部	普通	0379780
山陰合同銀行	鳥取営業部	普通	3980804
ご指定口座			
金融機関名			
支店名			
種別・口座番号			
口座名義	タキユウイコウエンカイ カバセキシン		

内 訳	金 額	うち消費税等 相当額	戸別番号
今回発生額			
< 口座振替 >			
玉木ゆういち後援会 様	12,455	1,132	
*** 計 ***	12,455	1,132	
今回ご請求額	12,455		
詳細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。			

今回発生額	うち消費税相当額	今回ご請求金額
12,455 円	1,132 円	12,455 円

今月ご請求後のお預り残額
0 円

10%対象

12,455 円

1,132 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担をお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

014 1403
登録番号 19810106551771

玉木 裕一 様
田園町4-386

6 7

読売新聞

※ 1 3,400

3,400

0円 0円
3,400円 251円

暑い日が続いております。
熱中症等に、お気を付け下さい。

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

TEL0857-21-6111



請求明細書

PAGE 1

680-0803

2024年 6月30日 締切分

請求No. 00011857

鳥取県鳥取市田園町4丁目386

680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東5丁目107番地1

登録番号 T3270001005927

日本トレーディングシステム株式会社

TEL 0857-30-5689 FAX 0857-30-5690

玉木ゆういち後援会事務所 様

山陰合同銀行 鳥取營業部 普通 3895077

支払期限 ご請求月の翌月末まで

※ 振込手数料はご負担をお願いします。

下記の通りご請求申し上げます

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	今回御買上額	消 費 税	今回御請求額
8,800	0	8,800	8,000	800	17,600

[illegible]

5

領 収 証

玉木 裕一 様

令和 6 年 8 月 20 日

¥ 1,100 .-

※消費税10%対象

(うち消費税10% ¥100.-)

但し 令和6年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯郡湯梨平町長瀬818-1

勝美印刷株式会社 鳥取支店

登録番号 09-0000000-1855

支店長 田中 篤 志

TEL (0858)35-4411

FAX (0858)48-5010



<往路>

鳥取駅～四條畷駅(大阪)

<復路>

四條畷駅(大阪)～鳥取駅

【領収書】

領 収 書		玉 木 永 谷 一 様	
Receipt	領収年月日	2024.-8.24	登録番号: T1120001059675
金額	¥15,180(消費税等込み) 税10%		
[クレジット扱い]			
購入商品	JR乗車券類		
(30402 枚)	印紙税申告納付につき大淀		
西日本旅客鉄道株式会社	税務署承認済		
鳥取駅N2発行	40403-01		

(参考)

[C制]	乗 車 券
鳥 取 → 四 条 畷	
經由: 因美・智頭・智頭急行・上郡・山陽・東海・大阪環・片町線 9月4日から 9月6日まで有効 ¥4,400	
2024.-8.24 鳥取駅N2発行 30402-04 (4-)R822C33	

[C制]	特 急 券
鳥 取 → 大 阪	
9月4日(8:52発) (11:19着) C61 スーパーはくと 4号 5号車 7番D席 ¥3,360	
2024.-8.24鳥取駅N2 (4-) R822 30402-01	

[C制]	乗 車 券
四 条 畷 → 鳥 取	
經由: 片町線・大阪環・東海・山陽・上郡・智頭急行・智頭・因美 9月4日から 9月6日まで有効 ¥4,400	
2024.-8.24 鳥取駅N2発行 30402-08 (4-)R822C33	

[C制]	特 急 券
三ノ宮 → 鳥 取	
9月4日(17:27発) (19:38着) C16 スーパーはくと 11号 3号車 9番D席 ¥3,020	
2024.-8.24鳥取駅N2 (4-) R822 30402-09	

水道使用水量・料金等のお知らせ

水 栓 番 号	口 径	使用戸数	メーター番号
■■■■■	013	1	■■■■■

田園町4丁目386番地

玉木 ゆういち 後援会事務所 様
令和 6年度 3期分 (5月23日 ~ 7月23日)

今 回 指 示 数	52
前 回 指 示 数(-)	50
旧メーター使用水量(+)	m ³

今 回 使 用 水 量	2 m ³
-------------	------------------

参 前 回 使 用 水 量	3 m ³
考 前 年 同 期 使 用 水 量	2 m ³

請求予定金額	納付書払い: 8月10日発行予定 口座振替: 8月26日振替予定
--------	-------------------------------------

水 道 料 金 (10%)	1,962 円
(うち消費税額等)	178 円
鳥取市水道事業会計 登録番号:T3-8000-2000-1621	
下 水 道 使 用 料 (10%)	2,162 円
(うち消費税額等)	196 円
下水道等事業会計 登録番号:T9-8000-2000-0873	
合 計 金 額	4,124 円

本票により集金することはありません。計量員■■■■■

通 水道局または下水道経営課料金係
信 の連絡先は裏面をご覧ください。
欄

水道料金口座振替済通知書

令和 6年度 2期分 (令和 6年 6月26日振替)	
使 用 水 量	3 m ³
水 道 料 金	2,019 円
鳥取市水道事業管理者	

下水道等使用料口座振替済通知書

令和 6年度 2期分 (令和 6年 6月26日振替)	
水道使用水量	3 m ³
井水等水量	m ³
賦 課 水 量	3 m ³
下 水 道 使 用 料	2,192 円
鳥取市長	

22.06-08-26 200

*1,962ｽｲﾄﾞﾙ

111 22

23.06-08-26 200

*2,162ｸﾞﾗﾑ

111 23

ガスご使用量のお知らせ				
戸別番号			お客さま番号	
ご使用者	鳥取県鳥取市田園町4丁目386 玉木ゆういち後援会 様			
ガスご使用量のお知らせ				
2024年 7月 7日～2024年 8月 6日分 口座振替年月日 2024年 8月 27日				
今月ご使用量			0.0 m ³	
今 前 翌	月 回 月	検針日	メーター指示数	
		2024年 8月 6日	36.0 m ³	
		2024年 7月 6日	36.0 m ³	
		2024年 9月 8日	(予定日)	
前月ご使用量			0.1 m ³	
前年同月ご使用量			m ³	
ご請求予定金額のお知らせ				
今月ご請求予定金額(税込)			2,310 円	
ガス料金(10%)			2,310 円	
基本料金			2,310 円	
従量料金			0 円	
ガス料金表				
ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)		
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,310.00	756.03	756.03
B	5.1 - 10.0		734.03	734.03
C	10.1 - 20.0		728.53	728.53
D	20.1 - 30.0		706.53	706.53
E	30.1 -		679.03	679.03
(表示金額は全て税込です。)				

24 06-08-27 200

*2,310トリガサービス

11 24



〒 680-0803

鳥取県鳥取市

田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：[REDACTED]



ご請求書

(2024年 7月分)

2024年 7月 1日 ~ 2024年 7月 31日

発行日：2024年 8月 7日

締日：2024年 7月 31日

1 / 2 ページ

(194)

<お知らせ>

鳥取市五

鳥取カワ産業株式会社

TEL 本社 0857-28-8822

エネトピア岩美 (0857)72-1500

エネトピア倉吉 (0858)24-6627

エネトピア米子 (0859)35-5311

エネトピア松江 (0852)61-6811

www.enetopia.jp

今回ご請求額	口座振替日の前日までにご指定口座へ ご入金いただきますようお願いいたします。 なお、再振替のご請求額につきましては、 下記の口座振替日と異なる場合がございます。
14,404 円	
〔 うち口座振替予定金額 〕	口座振替日
14,404 円	2024年 8月 27日

取引銀行 (振込先)			
鳥取銀行	本店営業部	普通	0379780
山陰合同銀行	鳥取営業部	普通	3980804
ご指定口座			
金融機関名	[REDACTED]		
支店名	[REDACTED]		
種別・口座番号	[REDACTED]		
口座名義	タキユウイチコウエンカイ カワイセイコン		

内 訳	金 額	うち消費税等 相当額	戸別番号
今回発生額			
< 口座振替 >			
玉木ゆういち後援会 様	14,404	1,309	
*** 計 ***	14,404	1,309	
今回ご請求額	14,404		
詳細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。			

今回発生額	うち消費税相当額	今回ご請求金額
14,404 円	1,309 円	14,404 円

今月ご請求後のお預り残額
0 円

0%対象

14,404 円

1,309 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担でお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

請求明細書

PAGE . . . 1

680-0803

2024年 7月31日 締切分

請求No. 00016724

鳥取県鳥取市田園町4丁目386

680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東5丁目107番地1

登録番号 T3270001005927

日本トレーディングシステム株式会

TEL 0857-30-5689 FAX 0857-30-5690

山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3895077

支払期限：ご請求月の翌月末まで

金融機関が休みの場合は直前の平日まで

※振込手数料はご負担をお願いします

玉木ゆういち後援会事務所 様

下記の通りご請求申し上げます

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	今回御買上額	消 費 税	今回御請求額
17,600	17,600	0	8,000	800	8,800

[illegible]

令和6年9月5日

鳥取港港湾整備利活用・圏域発展促進鳥取県議会議員連盟

八代港視察へ参加された会員 各位

7月17日（水）及び18日（木）に実施した八代港視察に係る
政務活動費計上額について（報告）

（ 上記の視察に係る政務活動費計上可能額は以下のとおりとなりますので、ご報告します。

詳細な内訳、領収書の写しは別紙のとおりですので、併せて御参照ください。

職名	氏名	政務活動費計上額
会長	島谷 龍司	35,221円
副会長	銀杏 泰利	13,001円
幹事長	東田 義博	35,221円
幹事	福浜 隆宏	35,221円
	広谷 直樹	35,220円
	玉木 裕一	13,000円

なお、遅れての御報告で恐縮ですが、事務局が立替払していた経費は、既に8月分報酬から引去させていただきましたので、併せてご報告いたします。

（担当）議会事務局調査課 有間、河田
内線 XXXXXXXXXX

令和6年7月17日(水)及び18日(木)実施 熊本県八代港の利活用状況に係る現地調査に係る経費整理表

【支出一覧】 (単位:円)

政活費対象	日付	事項	相手方	支出額	立替者
対象	7月15日	先方への土産代	道の駅 白兔	14,904	藤本課長
対象	7月17日	JR券代	(株)新日本観光C	86,880	事務局
対象	7月17日	発券手数料	(株)新日本観光C	2,000	事務局
対象	7月17日	宿泊代(ルートイン八代)	(株)新日本観光C	59,400	事務局
対象	7月17日	タクシー(駅から市役所まで)	(有)大和タクシー	1,900	島谷会長
対象	7月17日	タクシー(駅から市役所まで)	親和タクシー	1,800	広谷議員
対象外	7月17日	タクシー(夕食会場往路)	(有)西田交通	1,200	藤本課長
対象外	7月17日	タクシー(夕食会場往路)	(有)大和タクシー	1,000	東田幹事長
対象外	7月17日	タクシー(夕食会場復路)	(有)大和タクシー	1,100	島谷会長
対象外	7月17日	タクシー(夕食会場復路)	(有)中央タクシー	1,200	広谷議員
対象外	7月17日	夕食代	(有)無双	48,000	藤本課長
合計				219,384	

【左記の支出一覧に係る立替者、立替払額一覧】 (単位:円)

立替者	立替払額	備考
島谷会長	3,000	
東田幹事長	1,000	
広谷議員	3,000	
藤本課長	64,104	浦田課長及び藤本課長ご自身の夕食代12,000円を含む。
事務局	148,280	
合計	219,384	

【参加者ごとの負担額】 (単位:円)

項目	先方への土産代対象	JRきっぷ(往路のみ)対象	JR発券手数料対象	ホテル対象	市役所までタクシー対象	夕食会場タクシー対象外	夕食代対象外	合計	うち政活費対象分	うち政活費対象外分	報酬から引去額(立替払額を控除)
(政活費対象)											
島谷会長	2,484	21,720	500	9,900	617	750	6,000	41,971	35,221	6,750	38,971
銀杏副会長	2,484	0	0	9,900	617	750	6,000	19,751	13,001	6,750	19,751
東田幹事長	2,484	21,720	500	9,900	617	750	6,000	41,971	35,221	6,750	40,971
福浜幹事	2,484	21,720	500	9,900	617	750	6,000	41,971	35,221	6,750	41,971
広谷議員	2,484	21,720	500	9,900	616	750	6,000	41,970	35,220	6,750	38,970
玉木議員	2,484	0	0	9,900	616	750	6,000	19,750	13,000	6,750	19,750
浦田課長	0	0	0	0	0	0	6,000	6,000	-	6,000	-
藤本課長	0	0	0	0	0	0	6,000	6,000	-	6,000	-
合計	14,904	86,880	2,000	59,400	3,700	4,500	48,000	219,384	166,884	52,500	200,384

(注)復路のJRきっぷは各自購入された。

(注)銀杏副会長及び玉木議員は、別行程で新八代駅まで参集。このため、往路のJRきっぷも各自購入された。

道の駅 神話の里 白うさぎ

道の駅 神話の里 白うさぎ
〒689-0206
鳥取県鳥取市白兎613
TEL:0857-59-6700
<http://sirousagi.com/>
登録番号:T5270002000958
端末番号:DCDC

神話白うさぎの舞台「白兎海岸」を臨む道の駅
2024-07-15 09:56:09 取引ID:197313
スタッフ:

因幡の白うさぎ 16個 ※	02,484x4	¥9,936
白うさぎ7イッヅ 16個 ※	02,484x2	¥4,968

小計	¥14,904
合計	¥14,904
内消費税	(¥1,104)
(8%対象 ¥14,904 内消費税 ¥1,104)	
合計点数	6点
お預り金額	¥14,904
クレジット	(¥14,904)
お釣り	¥0

注) ※は軽減税率(8%)適用

海鮮活魚いげす料理レストラン「ぎんりん亭」もご利用ください。

No.7210049690002

調査先への土産物代
合計14,904円

(各議員負担額)

島谷会長	2,484円
銀杏副会長	2,484円
東田幹事長	2,484円
福浜幹事	2,484円
広谷議員	2,484円
玉木議員	2,484円

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

6 年 7 月 4 日 (6年 7月 4日)

(株)新日本観光センター

登録番号 T4270001080992
〒680-0033 鳥取市二階町3丁目20番3号
TEL (0857) 24-4175 FAX (0857) 24-4150

代表取締役 清水 勉一

(振込先) 鳥取信用金庫 本店営業部 当座 0000314
鳥取銀行 鳥取支店 当座 1385671
山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3031416

(002) 担当者: XXXXXXXXXX

鳥取県議会事務局 御中

品 番	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(0101)	7/17 JR券代(鳥取⇒岡山⇒熊本)指定 10.0%	4	名	21,720	86,880	
(9991)	発券手数料 10.0%	4	名	500	2,000	
(0139)	7/17 宿泊代(ルートイン八代)シングル朝食付 10.0%	6	名	9,900	59,400	
7/17~18 ご利用分						
税率	課税対象額	消費税等				
10.0	¥134,800	¥13,480				

振込料は貴殿にてご負担下さい。

摘要:

合 計 ¥148,280

切符(往路)、発券手数料及び宿泊代
合計148,280円

(各議員負担額)

島谷会長 32,120円
銀杏副会長 9,900円(宿泊のみ)
東田幹事長 32,120円
福浜幹事 32,120円
広谷議員 32,120円
玉木議員 9,900円(宿泊のみ)

領収書

現.チ.ク
2024年07月17日 -011
メーター運賃 ¥1,900円

合計 ¥1,900円
(税率10%)

登録番号 T8330002026481

現金支払 ¥1,900円

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 0220

(有)大和タクシー

八代市大村町859-7

代表 TEL: 0965-31-1234

いつも快適、安全、安心、

領収証

現・チ・ク・割引 No.7237

日付 2024年07月17日

車番 000206 0000

基本運賃 ¥1,800円

合計 ¥1,800円

上記の様に領収致しました

消費税率 10% 消費税込

有限会社親和タクシー

登録番号:

T7330002025988

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、お問い合わせは下記
までご連絡下さい。

⊖ 親和タクシー

電話 0965-33-1139

八代市千反町2丁目17号5番地

又のご乗車をお待ち申し上げます。

新八代駅から八代市役所までのタクシー代
合計3,700円

(各議員負担額)

島谷会長 617円

銀杏副会長 617円

東田幹事長 617円

福浜幹事 617円

広谷議員 616円

玉木議員 616円

903

領収書

玉木 裕一 様

領収日

2024-09-05

領収書番号

REC-0000000057

登録番号

T8280001007711

株式会社ONE TERASU

代表取締役 小笠原 怜士

684-0211

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷54番地38



小計	消費税	合計金額
7,500円	750円	8,250円

摘要	数量	単価	明細金額
視察申込 株式会社コーミン 日本建築学会賞受賞!国内初PPP活用の市営住宅建替プロジェクト「morineki」代表講演+現地案内	1 式	8,250	8,250

内訳	10%対象(税抜)	7,500円
	10%消費税	750円

備考

904

ガスご使用量のお知らせ				
戸別番号			お客さま番号	
鳥取県鳥取市田園町4丁目386				
ご使用者	玉木ゆいち後援会 様			
ガスご使用量のお知らせ				
2024年 8月 7日 ~ 2024年 9月 6日分				
口座振替年月日 2024年 9月 27日				
今月ご使用量				0.0m ³
		検針日	メーター指示数	
今	月	2024年 9月 6日	36.0m ³	
前	回	2024年 8月 6日	36.0m ³	
翌	月	2024年10月 8日 (予定日)		
前月ご使用量				0.0m ³
前年同月ご使用量				m ³
ご請求予定金額のお知らせ				
今月ご請求予定金額(税込)				2,310円
ガス料金(10%)				2,310円
基本料金				2,310円
従量料金				0円
ガス料金表				
ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)		
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,310.00	756.03	756.03
B	5.1 - 10.0		734.03	734.03
C	10.1 - 20.0		728.53	728.53
D	20.1 - 30.0		706.53	706.53
E	30.1 -		679.03	679.03

(表示金額は全て税込です。)



〒 680-0803

鳥取県鳥取市

田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：176411-66



905

ご請求書

(2024年 8月分)

2024年 8月 1日 ~ 2024年 8月 31日

発行日：2024年 9月 4日

締日：2024年 8月 31日

1 / 2 ページ

(190)

<お知らせ>

鳥取市五...
鳥取市内産業株式会社TEL 本社 0857-28-8822
エネトピア岩美 (0857)72-1500
エネトピア倉吉 (0858)24-6627
エネトピア米子 (0859)35-5311
エネトピア松江 (0852)61-6811
www.enetopia.jp

今回ご請求額	口座振替日の前日までにご指定口座へ ご入金いただきますようお願いいたします。 なお、再振替のご請求額につきましては、 下記の口座振替日と異なる場合がございます。
17,228 円	口座振替日
うち口座振替予定金額 17,228 円	2024年 9月 27日

取引銀行 (振込先)		
鳥取銀行	本店営業部	普通0379780
山陰合同銀行	鳥取営業部	普通3980804
ご指定口座		
金融機関名	0166 鳥取銀行	
支店名	111 本店営業部	
種別・口座番号	1-*****	
口座名義	タキユウイチウエカイ カイセイキンシヤ	

内 訳	金 額	うち消費税等 相当額	戸別番号
今回発生額			
< 口座振替 >			
玉木ゆういち後援会 様	17,228	1,566	
** 計 **	17,228	1,566	
今回ご請求額	17,228		
詳細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。			

今回発生額	うち消費税相当額	今回ご請求金額
17,228 円	1,566 円	17,228 円

今回ご請求後のお預り残額
0 円

10%対象 17,228 円 1,566 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担でお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

906

014 1402
登録番号 T9810106551771

玉木 裕一 様
田園町4-386

6月 9日

読売新聞

※ 1 3,400

3,400

0円 3,400円
0円 251円

3月 27日
爽やかな季節になりました！
寒暖の差に気を付けて下さいね。

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

TEL0857-21-6111



請求明細書

PAGE 1

680-0803

2024年 8月31日 締切分

請求No. 00023014

鳥取県鳥取市田園町4丁目386

680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東5丁目107番地1

登録番号 T3270001005927

日本トレーディングシステム株式会社

TEL 0857-30-5689 FAX 0857-30-5690

山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3895077

支払期限：ご請求月の翌月末まで

金融機関が休みの場合は直前の平日まで

※振込手数料はご負担をお願いします

玉木ゆういち後援会事務所 様

下記の通りご請求申し上げます

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	今回御買上額	消 費 税	今回御請求額
8,800	0	8,800	8,000	800	17,600

[illegible]

100/

CAINZ

FC加盟店 E0857-22-1111

領収証

2024年10月08日(火) 10時19分 #2967

081 アイリックファイル
@1,280 2 ¥2,560

2点 小計 ¥2,560
合計 ¥2,560
(含む消費税等 ¥232)
(10%対象 ¥2,560)
消費税 ¥232

現金 ¥5,000

お釣り ¥2,440

店: 0154 ｼｽﾃﾑ: 0010
登録番号 T4270001000076



01015400102410082967

資料整理用ファイル8冊

領収書

五木 裕一 様

[販売]
花の彩り3集110・切手
1,100円 6枚 ¥6,600
110円普通切手・千鳥
110円 2枚 ¥220

小 計 ¥6,820

課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0)
非課税計 ¥6,820

△計 ¥6,820
合計
お預り金額 ¥6,820



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年10月18日 10:39
発行No. 241018J4823 端N45箱01
連絡先: 鳥取東町郵便局
TEL: 0857-24-3811

1003

1004

水道使用水量・料金等のお知らせ

水栓番号	口径	使用戸数	メーター番号
013	1		

田園町4丁目386番地

玉木 ゆういち 後援会事務所 様
令和6年度4期分(7月23日～9月20日)

今回指示数	54
前回指示数(-)	52
旧メーター使用水量(+)	m³

今回使用水量	2 m³
--------	------

参 前回使用水量	2 m³
考 前年同期使用水量	5 m³

請求予定金額	納付書払い: 10月10日発行予定 口座振替: 10月28日振替予定
--------	---------------------------------------

水道料金(10%)	1,962 円
(うち消費税額等)	178 円
鳥取市水道事業会計 登録番号: T3-8000-2000-1621	
下水道使用料(10%)	2,162 円
(うち消費税額等)	196 円
下水道等事業会計 登録番号: T9-8000-2000-0873	
合計金額	4,124 円

本票により集金することはありません。計量員

通 水道局または下水道経営課料金係
信 の連絡先は裏面をご覧ください。
欄

水道料金口座振替済通知書

令和6年度3期分(令和6年8月26日振替)	
使用水量	2 m³
水道料金	1,962 円
鳥取市水道事業管理者	

下水道等使用料口座振替済通知書

令和6年度3期分(令和6年8月26日振替)	
下水道使用水量	2 m³
下水道等水量	m³
下水道水量	2 m³
下水道使用料	2,162 円
鳥取市水道事業管理者	

ガスご使用量のお知らせ				
戸別番号			お客さま番号	
鳥取県鳥取市田園町4丁目386				
ご使用者	玉木ゆういち後援会 様			
ガスご使用量のお知らせ				
2024年9月7日～2024年10月6日分 口座振替年月日 2024年10月28日				
今月ご使用量				0.0 m ³
		検針日	メーター指示数	
今	月	2024年10月6日	36.0 m ³	
前	回	2024年9月6日	36.0 m ³	
翌	月	2024年11月8日 (予定日)		
前月ご使用量				0.0 m ³
前年同月ご使用量				m ³
ご請求予定金額のお知らせ				
今月ご請求予定金額(税込)				2,310 円
ガス料金(10%)				2,310 円
基本料金				2,310 円
従量料金				0 円
ガス料金表				
ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)		
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,310.00	756.03	756.03
B	5.1 - 10.0		734.03	734.03
C	10.1 - 20.0		728.53	728.53
D	20.1 - 30.0		706.53	706.53
E	30.1 -		679.03	679.03

(表示金額は全て税込です。)



〒 680-0803
鳥取県鳥取市
田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：



ご請求書

(2024年 9月分)

2024年 9月 1日 ~ 2024年 9月 30日

発行日： 2024年 10月 9日

締日： 2024年 9月 30日

1 / 2 ページ

(193)

鳥取市五反田
鳥取カネ産業株式会社

TEL 本社 0857-28-8822
エネトピア岩美 (0857)72-1500
エネトピア倉吉 (0858)24-6627
エネトピア米子 (0859)35-5311
エネトピア松江 (0852)61-6811
www.enetopia.jp

<お知らせ>

今回ご請求額

14,138 円

うち口座振替予定金額

14,138 円

口座振替日の前日までにご指定口座へ
ご入金いただきますようお願いいたします。
なお、再振替のご請求額につきましては、
下記の口座振替日と異なる場合がございます。

口座振替日

2024年 10月 28日

取引銀行 (振込先)

鳥取銀行 本店営業部 普通0379780
山陰合同銀行 鳥取営業部 普通3980804

ご指定口座

金融機関名	
支店名	
種別・口座番号	
口座名義	タキユウイチコウエンカイ カイケイセキニシヤ

内 訳

金 額

うち消費税等
相当額

戸別番号

今回発生額

< 口座振替 >

玉木ゆういち後援会 様

** 計 **

14,138

1,285

14,138

1,285

今回ご請求額

14,138

※細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。

今回発生額

うち消費税相当額

今回ご請求金額

14,138 円

1,285 円

14,138 円

今月ご請求後のお預り残額

0 円

10%対象

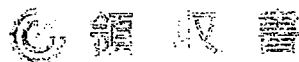
14,138 円

1,285 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担をお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

1007



014 1404

登録番号 T9810106551771

玉木ゆういち 後援会事務所 様
田園町4-386

6年 10月

読売新聞

※ 1 3,400

3,400

平成 6 年 10 月 28 日

0円 3,400円 0円 251円

お問い合わせは TEL 21-6
111 FAX 27-7577へ

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

TEL0857-21-6111



請求明細書

PAGE 1

680-0803

2024年 9月30日 締切分

請求No. 00028294

鳥取県鳥取市田園町4丁目386

680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東5丁目107番地1

登録番号 T3270001005927

日本トレーディングシステム株式会

TEL 0857-30-5689 FAX 0857-30-569

山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3895077

支払期限：ご請求月の翌月末まで

金融機関が休みの場合は直前の平日まで

※振込手数料はご負担をお願いします

下記の通りご請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
17,600	17,600	0	8,000	800	8,800

[illegible]

1102

014 2586
登録番号 T9810106551771

読者 玉木ゆういち 後援会事務所 様
田園町4-386

6月 11日

読売新聞

※ 1 3,400

3,400

0円 3,400円
3,400円 251円

毎月6日 11月25日
年末の集金は早めに訪問させて頂
きます。宜しくお願い致します。

読売センター鳥取
鳥取市行徳2丁目313

Tel0857-21-6111



ガスご使用量のお知らせ				
戸別番号			お客さま番号	
ご使用者	鳥取県鳥取市田園町4丁目386 玉木ゆういち後援会 様			
ガスご使用量のお知らせ				
2024年10月7日～2024年11月6日分 口座振替年月日 2024年11月27日				
今月ご使用量				0.0 m ³
今 前 翌	月 回 月	検針日	メーター指示数	
		2024年11月6日	36.0 m ³	
		2024年10月6日	36.0 m ³	
		2024年12月8日	(予定日)	
前月ご使用量				0.0 m ³
前年同月ご使用量				m ³
ご請求予定金額のお知らせ				
今月ご請求予定金額(税込)				2,310 円
ガス料金(10%)				2,310 円
基本料金				2,310 円
従量料金				0 円
ガス料金表				
(3)				
ガス料金ご契約種別 一般契約				
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,310.00	756.03	756.03
B	5.1 - 10.0		734.03	734.03
C	10.1 - 20.0		728.53	728.53
D	20.1 - 30.0		706.53	706.53
E	30.1 -		679.03	679.03

(表示金額は全て税込です。)



〒 680-0803
鳥取県鳥取市
田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：

ご請求書

(2024年 10月分)

2024年10月 1日 ~ 2024年10月31日

発行日： 2024年 11月 7日

締日： 2024年 10月 31日

1 / 2 ページ

(191)



鳥取市五

鳥取カイン産業株式会社

TEL 本社 0857-28-8822
エネトピア岩美 (0857) 72-1500
エネトピア倉吉 (0858) 24-6627
エネトピア米子 (0859) 35-5311
エネトピア松江 (0852) 61-6811
www.enetopia.jp

<お知らせ>

取引銀行 (振込先)		
鳥取銀行	本店営業部	普通0379780
山陰合同銀行	鳥取営業部	普通3980804

ご指定口座		
金融機関名		
支店名		
種別・口座番号		
口座名義	タキユウイチコウエンカイ カケイキン	

今回ご請求額	口座振替日の前日までにご指定口座へ ご入金いただきますようお願いいたします。 なお、再振替のご請求額につきましては、 下記の口座振替日と異なる場合がございます。
10,610 円	
〔 うち口座振替予定金額 〕	口座振替日
10,610 円	2024年 11月 27日

内 訳	金 額	うち消費税等 相当額	戸別番号
今回発生額			
< 口座振替 >			
玉木ゆういち後援会 様	10,610	964	
*** 計 ***	10,610	964	
今回ご請求額	10,610		

※細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。

今回発生額	うち消費税相当額	今回ご請求金額
10,610 円	964 円	10,610 円

今月ご請求後のお預り残額
0 円

10%対象

10,610 円

964 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担をお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

請求明細書

PAGE 1

680-0803

2024年10月31日 締切分 請求No. 00034634

鳥取県鳥取市田園町4丁目386

680-0942 鳥取県鳥取市湖山町東5丁目107番地1

登録番号 T3270001005927

日本トレーディングシステム株式会社

TEL 0857-30-5689 FAX 0857-30-5690

山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3895077

支払期限：ご請求月の翌月末まで

金融機関が休みの場合は直前の平日まで

※振込手数料はご負担をお願いします

玉木ゆういち後援会事務所 様

下記の通りご請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
8,800	8,800	0	8,000	800	8,800

[illegible]

1202

1203

水道使用水量・料金等のお知らせ

水栓番号	口径	使用戸数	メーター番号
013	1		

田園町4丁目386番地

玉木 ゆういち 後援会事務所 様

令和 6年度 5期分 (9月20日 ~ 11月22日)

今回指示数	56
前回指示数(-)	54
旧メーター使用水量(+)	m³

今回使用水量	2 m³
--------	------

参 前回使用水量	2 m³
考 前年同期使用水量	2 m³

請求予定金額	納付書払い: 12月10日発行予定 口座振替: 12月26日振替予定
--------	---------------------------------------

水道料金 (10%)	1,962 円
(うち消費税額等)	178 円
鳥取市水道事業会計 登録番号: T3-8000-2000-1621	
下水道使用料 (10%)	2,162 円
(うち消費税額等)	196 円
下水道等事業会計 登録番号: T9-8000-2000-0873	
合計金額	4,124 円

本票により集金することはありません。計量員

通 水道局または下水道経営課料金係
信 の連絡先は裏面をご覧ください。
欄

水道料金口座振替済通知書

令和 6年度 4期分 (令和 6年10月28日振替)	
使用水量	2 m³
水道料金	1,962 円
鳥取市水道事業管理者	

下水道等使用料口座振替済通知書

令和 6年度 4期分 (令和 6年10月28日振替)	
水道使用水量	2 m³
井水等水量	m³
賦課水量	2 m³
下水道使用料	2,162 円
鳥取市長	

1606-12-26 200 *1,962ｽｲﾄﾞ5ｷ
1706-12-26 200 *2,162ｸﾞｽｲﾄﾞ5ｷ

111

111



〒 680-0803

重要

鳥取県鳥取市
田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様



enetopia

鳥取ガス産業株式会社 鳥取県鳥取市五反田町6番地 enetopia.jp

総合お問い合わせ窓口

0570-04-8822 平日・休日問わず
9:00~19:00

内宛にご案内があります。矢印方向にゆっくりはがしてご確認ください。

ガスご使用量のお知らせ

戸別番号 [redacted] お客さま番号 [redacted]

鳥取県鳥取市田園町4丁目386

ご使用者 玉木ゆういち後援会 様

ガスご使用量のお知らせ

2024年11月7日～2024年12月6日分
口座振替年月日 2024年12月27日

今月ご使用量 0.3 m³

	検針日	メーター指示数
今月	2024年12月6日	36.3 m ³
前月	2024年11月6日	36.0 m ³
翌月	2025年1月8日 (予定日)	

前月ご使用量 0.0 m³
前年同月ご使用量 0.1 m³

ご請求予定金額のお知らせ

今月ご請求予定金額 (税込) 2,536 円

ガス料金 (10%)	2,536 円
基本料金	2,310 円
従量料金	226 円

ガス料金表

ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)		
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³)	翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,310.00	756.03	756.03
B	5.1 - 10.0		734.03	734.03
C	10.1 - 20.0		728.53	728.53
D	20.1 - 30.0		706.53	706.53
E	30.1 -		679.03	679.03

(表示金額は全て税込です。)

1204

請求番号：05126584

ご請求書

(2024年 11月分)

2024年11月1日～2024年11月30日

発行日：2024年12月9日

締日：2024年11月30日

1 / 2 ページ

(193)

〒680-0803

鳥取県鳥取市

田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：[REDACTED]

鳥取市五反田町5番地
鳥取カネ産業株式会社TEL 本社 0857-28-8822
エネトピア岩美 (0857)72-1500
エネトピア倉吉 (0858)24-6627
エネトピア米子 (0859)35-5311
エネトピア松江 (0852)61-6811
www.enetopia.jp

<お知らせ>

今回ご請求額

10,598 円

うち口座振替予定金額

10,598 円

口座振替日の前日までにご指定口座へ
ご入金いただきますようお願いいたします。
なお、再振替のご請求額につきましては、
下記の口座振替日と異なる場合がございます。

口座振替日

2024年12月27日

取引銀行(振込先)

鳥取銀行 本店営業部 普通0379780
山陰合同銀行 鳥取営業部 普通3980804

ご指定口座

金融機関名 [REDACTED]
支店名 [REDACTED]
種別・口座番号 [REDACTED]
口座名義 タマキウイチコウエンカイ カケイキニンシヤ

内 訳

今回発生額

< 口座振替 >

玉木ゆういち後援会 様

** 計 **

10,598

963

10,598

963

今回ご請求額

10,598

※細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。

今回発生額

10,598 円

うち消費税相当額

963 円

今回ご請求金額

10,598 円

今月ご請求後のお預り残額

0 円

10%対象

10,598 円

963 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担をお願い申し上げます。

※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

101

領収書

WEB b304ae808b-JXD3C-135803-0-1100

表示日 2025年01月07日(火)

様

金額 ¥49,380- (税込)
(ANA SKYコイン ¥49,380- 含む)

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年01月07日(火)

上記、正に領収いたしました。

航空券番号 1010424119664013 1010424119664024

照会番号 LJ4FRJ

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB b304ae808b-JXD3C-135803-0-1100

表示日 2025年01月07日(火)

ご搭乗者名/照会番号

タマキ ユウイチ様 (LJ4FRJ)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年01月20日(月)	ANA294	鳥取 - 東京(羽田)	普通席	(往復)バリュー7G	¥24,690-	2025年01月07日(火)
2025年01月21日(火)	ANA297	東京(羽田) - 鳥取	普通席	(往復)バリュー7G	¥24,690-	2025年01月07日(火)
合計金額			クレジットカード支払い	ANA SKYコイン	現金	ご利用券
¥49,380-			¥0-	¥49,380-	¥0-	¥0-

令和6年11月22日

山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会 会員各位

「山陰近畿自動車道整備推進決起大会の開催」について

いつもお世話になっております。

この度、標記大会が下記のとおり開催予定である旨、本県執行部から情報が入りましたので、取り急ぎご報告申し上げますとともに、出欠のご確認をさせて頂きたく存じます。

つきましては、12月17日(火)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、正式文書は別途ご案内いたします。

また、ご出席をご予定の方は、各自、宿泊や交通手段の手配をお願いします。

記

- 1 件名：山陰近畿自動車道整備推進決起大会
- 2 日時：令和7年1月21日(火) 10時30分～11時30分
※時間帯は調整中です。午前中に終了しますが、前後する可能性があります。
- 3 場所：衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

【事務局】鳥取県議会事務局 調査課 ファクシミリ：[REDACTED]

(担当) 課長補佐 濱口 義明

電子メール [REDACTED]

電話 [REDACTED]

主 事 福永 祥子

電子メール [REDACTED]

電話 [REDACTED]

ガスご使用量のお知らせ			
戸別番号	[REDACTED]		
お客さま番号	[REDACTED]		
ご使用者	鳥取県鳥取市田園町4丁目386 玉木ゆういち後援会 様		
ガスご使用量のお知らせ			
2024年12月7日～2025年1月6日分 口座振替年月日 2025年1月27日			
今月ご使用量		0.2 m ³	
今	月	検針日	メーター指示数
前	回	2025年1月6日	36.5 m ³
翌	月	2024年12月6日	36.3 m ³
		2025年2月8日 (予定日)	
前月ご使用量		0.3 m ³	
前年同月ご使用量		0.3 m ³	
ご請求予定金額のお知らせ			
今月ご請求予定金額 (税込)		2,461 円	
ガス料金 (10%)		2,461 円	
基本料金		2,310 円	
従量料金		151 円	
ガス料金表			
ガス料金ご契約種別		一般契約 (3)	
区分	1ヶ月のご使用量(m ³)	基本料金(円/月)	今月適用単価(円/m ³) 翌月適用単価(円/m ³)
A	0.0 - 5.0	2,310.00	756.6
B	5.1 - 10.0		734
C	10.1 - 20.0		728.0
D	20.1 - 30.0		706.53
E	30.1 -		679.03

(表示金額は全て税込です。)

103

請求番号：05151675



〒 680-0803
鳥取県鳥取市
田園町4丁目386

玉木ゆういち後援会 様

お客さま番号：[REDACTED]



ご請求書

(2024年 12月分)

2024年12月 1日 ~ 2024年12月 31日

発行日： 2025年 1月 14日

締日： 2024年 12月 31日

1 / 2 ページ

(192)

鳥取市五反田町1番地
鳥取カネ産業株式会社

TEL 本社 (0857) 28-8822
エネトピア岩美 (0857) 72-1500
エネトピア倉吉 (0858) 24-6627
エネトピア米子 (0859) 35-5311
エネトピア松江 (0852) 61-6811
www.enetopia.jp

<お知らせ>

今回ご請求額	口座振替日の前日までにご指定口座へ ご入金いただきますようお願いいたします。 なお、再振替のご請求額につきましては、 下記の口座振替日と異なる場合がございます。
11,407 円	口座振替日
うち口座振替予定金額 11,407 円	2025年 1月 27日

取引銀行 (振込先)		
鳥取銀行	本店営業部	普通0379780
山陰合同銀行	鳥取営業部	普通3980804
ご指定口座		
金融機関名	[REDACTED]	
支店名	[REDACTED]	
種別・口座番号	[REDACTED]	
口座名義	タマキウイチウエンカイ カケイセキニシヤ	

内 訳	金 額	うち消費税等 相当額	戸別番号
今回発生額			
< 口座振替 >			
玉木ゆういち後援会 様	11,407	1,037	
*** 計 ***	11,407	1,037	
今回ご請求額	11,407		
詳細につきましては次ページ以降の「ご請求の内容」をご覧ください。			

今回発生額	うち消費税相当額	今回ご請求金額
11,407 円	1,037 円	11,407 円

今月ご請求後のお預り残額
0 円

10%対象 11,407 円 1,037 円

※弊社発行の振込用紙を利用されない場合は、振込手数料はお客様負担をお願い申し上げます。
※万一、本状到着前にすでにお支払いされている場合には、事務処理上の行き違いでございますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

水道使用水量・料金等のお知らせ

水栓番号	口径	使用戸数	メーター番号
013	1		

田園町4丁目386番地

玉木 ゆういち 後援会事務所 様

令和 6年度 6期分 (11月22日 ~ 1月23日)

今回指示数	57
前回指示数(-)	56
旧メーター使用水量(+)	m³

今回使用水量	1 m³
--------	------

参考 前回使用水量	2 m³
参考 前年同期使用水量	2 m³

請求予定金額	納付書払い: 2月10日発行予定 口座振替: 2月26日振替予定
--------	-------------------------------------

水道料金 (10%)	1,905 円
(うち消費税額等)	173 円
鳥取市水道事業会計 登録番号:T3-8000-2000-1621	
下水道使用料 (10%)	2,132 円
(うち消費税額等)	193 円
下水道等事業会計 登録番号:T9-8000-2000-0873	

合計金額	4,037 円
------	---------

本票により集金することはありません。計量員

通 水道局または下水道経営課料金係
信 の連絡先は裏面をご覧ください。
欄

水道料金口座振替済通知書

令和 6年度 5期分 (令和 6年12月26日振替)	
使用水量	2 m³
水道料金	1,962 円
鳥取市水道事業管理者	

下水道等使用料口座振替済通知書

令和 6年度 5期分 (令和 6年12月26日振替)	
水道使用水量	2 m³
井水等水量	m³
賦課水量	2 m³
下水道使用料	2,162 円
鳥取市長	

07-02-26 200

*1,905ｽｲﾄﾞﾙ6ｷ

111

07-02-26 200

*2,132ｷﾞｽﾄ6ｷ

111